

障害者医療費給付事業の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成25年8月1日現在

*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数		該当市町村			食費1/2助成	食費助成あり	
		本人	扶養義務者等	市	町	村	食費助成なし				
							市	町			村
1級	通院のみ	市町村民税非課税者	市町村民税非課税者 (同一世帯者)			1	1	秦阜村			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			2	2	平谷村 下條村			
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし			1	1	北相木村			
	小計						4	4			
1～2級	1級 通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	8	11	19	青木村 辰野町 飯島町 中川村				
		2級 所得税非課税者					宮田村 松川町 高森町※ 阿南町				
		特別障害者手当準拠					阿智村 根羽村 喬木村 豊丘村				
	2級 自立支援医療 精神通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	飯田市				
		所得制限なし	所得制限なし	1		1	安曇野市				
		1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	3	5	千曲市 売木村 高山村 山ノ内町			
	通院のみ	2級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠					野沢温泉村			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	長野市				
		所得制限なし	所得制限なし	3	2	5	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町				
		1級 所得制限なし	1級 所得制限なし	1		1	松本市				
	1・2級入院	1・2級入院 市町村民税非課税者	入院 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1		1	佐久市				
		1級通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠								
	1・2級入院 1級通院のみ	2級通院 所得税非課税者	1・2級入院 所得税非課税世帯	1		1	上田市				
		1級通院 特別障害者手当準拠	1級通院 特別障害者手当準拠								
	入院・通院	2級通院 所得税非課税者	2級通院 特別障害者手当準拠								
1級 特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠	1		1	伊那市					
2級 所得税非課税者		特別障害者手当準拠	2	2	4	松川村 南箕輪村	小諸市 (食費1/4)				
小計	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	2	1	4	大町市 原村※ 箕輪町 池田町	須坂市			
	所得制限なし	所得制限なし									
	小計		14	13	17	44					
1～3級	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠	1		1	中野市				
		2級 市町村民税・所得税非課税者	3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)								
		3級 市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	1	2	駒ヶ根市 飯綱町				
	1級は通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	天龍村			
		2級 所得税非課税者	1・2級 特別障害者手当準拠	1		1	飯山市				
		3級 市町村民税非課税者	3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)								
	精神科入院のみ	入院 所得制限なし	入院 所得制限なし			1	1	朝日村			
		通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠								
	入院・通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	東御市				
		1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠			1	1	筑北村			
		2・3級 市町村民税非課税者	2・3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)			1	1	大桑村			
		1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠			2	2	上松町 軽井沢町			
2・3級 所得税非課税者		2・3級 所得税非課税者 (同一世帯者)			1	1	木曾町				
1・2級 特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠			1	1	塩尻市 佐久穂町 御代田町 立科町				
3級 所得税非課税者		特別障害者手当準拠	1	4	4	9	長和町 南相木村 木祖村 白馬村				
特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠					木島平村				
特別障害者手当準拠 (2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者)	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村 (1級通院、2級自立支援医療の精神通院以外の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)					
1級 所得制限なし	1級 所得制限なし			1	1	川上村					
2・3級 特別障害者手当準拠	2・3級 特別障害者手当準拠			2	4	6	小海町 南牧村 麻績村 生坂村				
所得制限なし	所得制限なし			2	4	6	山形村 坂城町 (精神科入院は対象外)				
小計		5	10	14	29						
合計		19	23	35	77	75	2				

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※原村、高森町は受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）